

383ページになりますが、2項企業債償還金につきましては、5億2,780万4,000円を計上しております。

続きまして、2款1項建設改良費につきましては、1目の管渠整備費に公共ます等の設置工事請負費を100万円、2項の企業債償還金は4,084万9,000円を計上してございます。

次に、3款でございます。1項建設改良費につきましては、1目処理施設事業費は、384ページの実施設業務等の委託料731万8,000円、今泉処理施設の機械電気設備更新工事請負費1億4,261万円などを計上し、2目の管渠整備事業費では、工事請負費で101万3,000円を計上いたしました。2項の企業債償還金につきましては8,860万4,000円を計上しております。

続きまして、4款1項の建設改良費につきましては、1目建設総務費は、職員の人件費等で577万8,000円を計上し、385ページの2目浄化槽整備費では、新設浄化槽50基分の工事請負費を6,428万2,000円として計上いたしております。2項の企業債償還金につきましては、1,263万円を計上したところでございます。

以上が令和2年度長井市下水道事業会計予算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度長井市各会計予算案に関する総括質疑

○梅津善之委員長 概要の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

勝見英一郎委員の総括質疑

○梅津善之委員長 順位1番、議席番号2番、勝見英一郎委員。

○2番 勝見英一郎委員 それでは、前置きなしに質問に入らせていただきます。

1点目ですが、最初に、8款土木費、2項2目の道路橋梁維持費、005道路除雪事業について建設参事にお尋ねいたします。

この冬は大変記録的な少雪でありました。台風19号の被害もありましたが、経済的な損失というと、今回のような少雪もまた大きな被害であったと思っております。私、長井に住んでおりますと、雪に対する備えというのは非常に大きな課題でありまして、これを万全にすることが大切だろろうと思っております。そのようなまちづくりが必要と思いますが、そのことに関して質問いたします。

8款2項2目道路除雪事業についてですが、この除雪事業を、少雪のことしのような事態を振り返って、待機補償というのは除雪体制を不安なく維持するために必要な補償であったと感じております。しかしながら、一部の除雪請負業者には、例えば随時工区の個人の事業者などには、その待機補償が届いていないのではないかとと思われるところがあります。また、本市の補償は、オペレーター分の補償で、除雪機械に対する補償は含まれておりません。近所の会社の例ですが、例えば保有する除雪機械に対し、車検は2年ごとで、基本的に10万円、それに修繕費用がかかって20万から60万ぐらいかかると話しておりました。保険も1カ月で最低5万円かかると。これを5台保有しております。大変少なくない費用と思いますが、今後の除雪体制を考えますと、これを負担に思っ保有機械を少なくするようであれば大きな影響があるのではないかと危惧いたします。

そこでお伺いいたしますが、次の冬に向けた

除雪計画において、事業者が保有する除雪機械の維持に係る経費に対する待機補償とか、現在、対象となっていない随時工区の個人事業主への待機補償とか検討すべきではないかと思うのですが、建設参事の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○梅津善之委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

初めに、今冬の暖冬少雪の状況についてでございますが、本日現在、累計降雪量128センチメートル、最大雪深19センチメートルということで、少雪だった昨年度と比較しても、累計降雪量が507センチ、最大積雪深68センチと、過去に例のない異常気象でございまして、暮らしやすさの一方で、さまざまな方面にマイナスの影響が出ているというのは事実でございます。

長井市といたしましても、2月12日に暖冬少雪連絡協議会を立ち上げまして、除雪事業者に対しても長井市道路補修等緊急対策事業を実施し、事業者への支援を行うこととし、現在、随時受け付けを行っているところでございます。

まず、現在の長井市の待機補償の考え方でございますが、除雪機械等委託及び借上契約書の第4条において、待機補償を定めております。例年12月25日から2月末日まで、稼働がなかった日において、除雪距離数に応じた補償時間に特殊運転手、オペレーターになりますが、1時間当たり4,200円を乗じて補償金額というふうにしております。これはあくまでも拘束時間に対しての人的な補償ということで、妥当な措置というふうに考えているところでございます。

今冬の少雪に伴う除雪事業者への対応策は、山形県を初め、各市町村において図られておりますが、現状の補償制度について、ことしの少雪によって聞き取りや会議等によってほかの市町村の状況も知り得たということで、どこの市町村をとっても同じというものはなく、ばらばらでございました。過去10年間の平均出勤の8

割を担保している市町村もあれば、待機補償に除雪機械等の損料を含めている市町村、また、補償制度自体を設けていない市町村もございまして、ことし2月末で確定した当市の待機補償料は約4,550万円でございますが、これは他市町村と比較しても決して低いものではございません。

勝見委員からご指摘の来年度に向けた待機補償制度の考え方でございますが、山形県では、待機補償制度の新設や最低補償制度の導入を検討するというをしております。委託期間につきましても、市で整備費用を補償しておりますが、借り上げ機械については自社負担になっておりますので、これらの負担軽減も含めて、次年度に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

豪雪地帯や準豪雪地帯等の地域差はございますが、ある程度は県内全体の統一性というのが必要だろうというふうに考えておりますので、山形県に対しましても、市長会を通じて要望していきたいというふうに考えているところでございます。

また、随時工区につきましても、位置づけが常時工区とは違いまして、あくまでその性格的に補完、応援路線というふうな考え方で、深夜からの除雪というわけでもございませぬし、利用者についてもある程度限定されているということで、現在20工区でございますが、おとし、平成30年度については、そのうち稼働工区が13工区、稼働時間も年間10時間から20時間程度というふうになっております。これらにつきましても、一律補償するということは非常に難しいというふうに思われますが、現状、実情を把握した上で、あわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。安心した除雪体制というのは必要だと思います

し、それからオペレーターの高齢化など問題になっております。それから、人員の確保も問題ですし、また、除雪に当たる方は地域の事情、例えば高齢者宅のうちの前であれば雪を置かないとか、あるいは雪を積むにしても、雪自体が汚れておりますので場所が限定されるとか、そういう細かな配慮が必要であります。また、業者にとっては、その下の状況がわからないと、少し壊したといっても全てそれを業者が直さなければいけませんので、それも負担になっているようでもあります。ということを考えますと、オペレーターの熟練というのはどうしても必要なわけで、今後そのことも含めて万全な除雪体制を築いていただくようお願い申し上げて、この後も浅野委員からも関連した質問事項が出ておりますので、私からは以上とさせていただきます。ありがとうございます。

では、続けて質問させていただきます。ものづくりの人材育成についてです。最初に、7款商工費、1項商工費のことについて、産業活力推進課長にお尋ねいたします。

本市にとって、製造業を初め、さまざまな業種における人材確保が深刻な課題となっております。この課題に応えるためには、小学校段階からのキャリア教育とともに、技能を高めることへの支援、そして起業・創業マインドの醸成が大切と考えております。そのことに関連して2つお尋ねいたします。

1点目は、7款1項4目企業振興費002「ものづくり人財」創出事業について。これは、長井工業高校の技能者育成を支援するためということですが、具体的にどのような支援を行い、どのような結果を期待しているのか、お尋ねいたします。

2点目は、同じ7款1項4目103、人材・誘致育成事業のビジネスチャレンジコンテストについてですが、ことしのコンテストは高校生も含め、すばらしいアイデアが紹介されました。

ここに中学生の参加はできないものかと思っただころです。今後、中学生と長井工業高校生のコラボ企画等ができればとも考えますので、来年度のビジネスチャレンジコンテストへの中学生の参加を計画できないか、お尋ねいたします。よろしくお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 藁谷 尊産業活力推進課長。

○藁谷 尊産業活力推進課長 私のほうには2点ほどご質問いただいております。

まず、「ものづくり人財」創出事業についてでございます。

委員おっしゃるとおり、長井工業高校の技能者の育成を支援するために、技能検定等の受験に必要な実技試験の練習用の材料費や、QC検定の長井工業高校での開催に係る諸経費につきまして支援をしているというものでございます。具体的には、長井工業高校の各種取り組みを支援しております長井工業体育文化後援会に対しまして50万円の補助を行っております。

具体的な成果としましては、令和元年度の就職希望者につきまして、全員が内定されているということになっております。その中で、資格取得者と関連性については調査しておりませんが、45名の内定者に対しまして、22名の方が西置賜管内に就職が決まっているということで、地元中小企業への就職の一助となっていると考えております。今後とも長井工業高校生が就職に際しまして、その素養となります技能を身につけ、地元企業に就職することにより、人口減少をとどめるとともに、地域の活性化を図れるよう、今後とも実施してまいりたいと考えております。

2点目のビジネスチャレンジコンテストへの中学生の参加ということでございますけれども、これまでものづくり人材の協議会におきまして、長井市を支えるものづくり中小企業の支援策の一環としまして、長井工業高校の進学者増の必要性を感じておりまして、今年度につきまして

は、例えば中学生対応という形にはなりませんけれども、長井工業高校のリーフレットを配布するなどの事業を実施しております。

今回のご提案につきましては、その目的を遂行する上で一つの貴重な提案であると考えております。ただし、一方、これまで高校生部門の状況を見ますと、例えば長井工業高校の事例ですと、課題研究の授業の一環として取り組んでいただきまして、指導の先生にも大分ご尽力をいただいているというような様子でした。したがって、中学生を参加させるということにつきましては、今後、教育委員会とも協議しまして、その仕組みづくりを検討してまいりたいというふうに考えております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 関連して1点だけ質問させていただきます。この50万円ですが、長井工業高校として大変ありがたいと。検定試験の準備、それから長井工業高校が行っている一般の方向けの講習会等にも使われているということで、大変ありがたいというふうに話しておりましたし、長井工業高校のこの技能検定の成果につきましても、大変いい結果を出していただいております。例えば、ジュニアマイスターについても、ゴールドが29年度ですが9名とか、ものづくりコンテスト、機械システム科で1位をとったとか、このような成果なども聞いておりますので、この結果かなというふうに喜んでおります。

長井工業高校として大変ありがたいわけなんですけれども、例えば支援として求めたいことに、大きなところでは、やはり先ほど触れましたがPRですね、中学生のPRとか、そういうことをぜひ進めていきたいと、そういう要望も持っておられます。それから、長井工業高校についての支援は、ものづくり人材育成推進協会からの支援、そして置賜地域地場産業振興センターからの支援もあります。それぞれ支援している

わけですので、ぜひ長井工業高校と、それから産業活力推進課と、人材育成推進協議会、そして置賜地域地場産業振興センターと、このあたりが連携をとって、何をしたら一番効果的な支援になるかということをお話し合っていて、効果的にお金を使ったらいかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○梅津善之委員長 藁谷 尊産業活力推進課長。

○藁谷 尊産業活力推進課長 貴重なご提案ありがとうございます。実際、ものづくり人材育成の協議会の中には、それぞれの今おっしゃっていただいた方々が一緒になっていろいろと検討しているということでございますので、その中でまたしっかりと委員のご意見をいただきながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。ぜひ検討していただきまして、またチャレンジコンテストにつきましても、これは長井工業高校の魅力アップだけでなく、中学生に対するものづくりへの理解ということが必要になってまいります。その場合には、体験的なこと、自分でつくり上げるという経験が非常に大きいかなと思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。この件に関しては、以上です。

次に、質問いたします。10款教育費、3項中学校費について、教育長にお尋ねいたします。

本市の教育の重点は、英語教育とICT教育というふうに認識しております。ICT教育に関しては、小中学校のコンピューター整備事業に総額約3,800万円の予算が充てられておりますので、教室での授業や不登校生徒の通う教室への遠隔授業あるいはプログラミング学習を通じた児童生徒の論理的な能力の向上などに期待できるのではないかと考えております。

さて、もう一つの英語力の向上ですが、10款3項中学校費を見ますと、2目教育振興費、

007英語力向上推進事業のうち、英語検定等補助事業に88万円が充てられております。英検 I B A と英検 3 級以上の受験料全額を補助するもので、生徒の意欲に応える大変よい制度だと思いますが、そこで教育長にお尋ねいたします。この事業の成果はどうだったのか、受験者数と合格者数の推移など教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○梅津善之委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答えいたします。

この事業については、平成の28年度から始まっております。その推移について申し上げます。補助事業実施初年の平成28年度受験者数146名に対して、合格者数が52名。実施2年目、平成29年度受験者数が153名、合格者が79名。昨年度、平成30年度受験者数が144名、合格者数64名。今年度、令和元年度については130名の受験者数に対して、合格者数が65名と、生徒数は年々減少しているわけですので、生徒数を加味した割合で申し上げますと、補助1年目の28年度が、中学校3年生の総数に対しては、3級以上合格者数が20.3%だったのに対して、2年目以降、29年度は32.3%、12%向上しております。その後、30年度25.7%、令和元年度は27.7%と、年によって違いはありますが、初年度から比較すると5ポイント以上、毎年の合格者がふえているというふうな実情でございます。

なお、山形県では、第3期の教育振興基本計画の中で、中学校卒業時に英検3級程度の英語力を身につけた生徒の割合を50%以上というふうに目指しているところです。全国、県内の自治体の実情を見ても、この50%以上達成することは非常に難しい状況になっております。そのような中で、本市においては、補助事業を行うことによって、4年間で着実に県の掲げる目標に向けて取得者数が伸びているというふうに捉えております。

一方、昨年4月に行われました全国学力・学

習状況調査の意識調査の中では、外国人と友達になったり、外国のことについても知ったりしてみたいというふうな項目、それからあなたが住んでいる地域のことについて外国人の人にもっと知ってもらいたいと思いますかというふうな意識調査についても、全国よりも非常に高い数値を示しております。さきのほうでは、全国62.4%に対して、本市では69%、2番目の質問に対しては、全国59%に対して本市では69.9%というふうな数値を示しておるところでございます。このようなことから、国際化社会の中で世界を相手に活躍できる人材の育成に向けて、外国の方に対する抵抗感なく、また、着実に今、英語力もついているというふうに捉えているところです。

また、もう一つの特徴であります各校へのA L T の配置、それからマンツーマン英会話授業の実施、それから I C T による学習環境の整備の充実を、これをやはり連動させて、さらに英検の受験者数、さらに取得者数については、より伸ばしていきたいというふうに思っているところです。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 今のお話で、5%ぐらいずつは伸びているということで、大変それは成果が出ていいなというふうに思います。また、英語、外国語に対する関心というのは、昨年の9月の私の質問と、12月の内谷議員の質問でも、生徒の関心のことについては教育長からお話をいただきました。

ただ、そのときに、3ポイントほど県の平均より低い。それから、特に書くことについては低いというふうなお話があったわけです。そういうところを埋めていくためにも、この英検、それから I B A でしたか、これは全員受験されていると思うんですが、その仕組みというのは、その力をつける上で大変いいことだろうと思いますが、1つだけお尋ねいたしますが、今、本

市の合格率が出ておりました。文部科学省の調査でいうと、これはたしか平成30年だったか、中学校3学年に所属している生徒のうち、英検3級以上を取得している生徒の割合は23.9%、これは全国なんですけど、ただ、検定試験を受けていないが、それと同等以上の英語力を有すると思われる生徒は18.7%、合計すると、平成30年度は両者を合わせると42.6%、29年度が40.7%でしたので、1.9ポイント上昇しているという、こういう話ですし、大阪の箕面市ですと、箕面市の合格率は70%を超えているとか、そういうところもあります。ということを考えますと、山形県の50%というのは決して高過ぎる目標ではないなと思います。

それに対して長井市ですが、これは平成30年度の主要な施策の成果報告書の中で、英検3級以上取得生徒20%を目指すというふうにしております。ただ、現状としてはそれを既に超えておりますから目標達成ということになるんですが、この目標について、20%としているんですが、これもちょっと低過ぎるんじゃないかと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○梅津善之委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 先ほどご指摘した、非常に数値の高いところですけども、これについては、英語教諭のほうで、検定は受けられてはいないんですけども、私の目から見てこの子はそれ以上のものがありますよというのを含めた数値ということは、ご指摘のとおりです。

長井市の場合は、やはりきちっとした数値目標、3級というふうなことを目指して、余り主観を入れなくて目標を達成しようというふうなことになっております。今、確かに最初の数値目標が低いのではないかというふうなことですけども、これについては、今、現状30%を超えておりますので、さらに高みを目指す目標値等も設定することも大事かなというふうに思っております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。続けて、この英語教育についても、よろしくどうかお願いいたします。

続いて、次の質問に入らせていただきます。10款1項の教育総務費について、学校教育課長にお尋ねいたします。現在、小中学校で、学校に通えない子供が相当数いるというふうに把握しておりますが、いわゆる不登校と呼ばれる生徒であります。その学校に通えないでいる生徒に対しては、いろんな支援の手を差し伸べる必要があるかと思っております。特に学校外の学習の場をどうつくっていくかということは、今、社会に問われていることだと思っております。

その点、本市では、10款1項2目の事務局費、教育相談員活用事業のほっとなるスクールは、当該の子供に新しい居場所を提供し、社会に出ていくきっかけをつくる大切な場所だと思っております。しかし、そのほっとなるスクールの場所ですが、これは置賜生涯学習プラザ内につくられている場所です。ここは和室の部屋になっております。何回か様子を見たこともありますが、実際ここが生徒の学習環境として適切なのかどうか。やはり教室に似たような環境が望ましいのではないかと思います。ほっとなるスクールの環境整備について、学校教育課長にお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 勝見委員から、適応指導教室ほっとなるスクールについてご提案、ご提言をいただきました。ありがとうございます。

今年度、学校に足が向かない児童生徒や対人関係の課題を抱えていたり、家庭から外に出るためのトレーニングを行ったりなど、さまざまな事情でほっとなるスクールに今、登録なされているお子さんが5名おりました。うち1名は、このほっとなるスクールから、その後、学校に復帰しております。

委員ご指摘のとおり、ほっとなるスクールは、登校したくてもできない子供さん、またその保護者にとって、生活リズムを整えるきっかけづくり、学習の機会を保障するなど大切な役割を担っております。現在、今、学校敷地から少し距離のある施設という立地環境を生かして、生涯学習プラザの和室を使わせていただいております。相談員の先生に伺ってきたところ、和室は家庭的な雰囲気があり、教室よりは入室の際の心理的なハードルが低いこと、加えて学習の合間に少し休んだりするにはとても適しているということでお話をいただいております、今使っております。一方、気持ちができるきて学校に向かおうとする子供さんには、机や椅子といった教室に似た環境もいいなというようなお話もいただいたところです。

現在、学習プラザのほうでは、あいている時間帯で洋研修室の机と椅子、ホワイトボードなどの教室に似た環境を利用させていただいたりもしておりますし、体育館、トレーニングルームなどと良好な環境を活用させていただいております。相談員の先生がおっしゃること、そして勝見委員からのご助言などを参考にしながら、一人一人の児童生徒の課題や困り感に寄り添った、よりよい環境整備を今後とも進めていく必要があるなというふうに考えております。ありがとうございます。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。ぜひそこは検討していただきまして、なお、環境整備を進めれば進めるほど、学校に通えなくなる生徒を、学校に来づらい子供を、学校が、じゃあ学校に来にくかったら、そこに行ったらというふうになってしまいかねないかという、そういう一方の心配はあるんですけども、でも、やはり環境を整備して、過ごしやすい環境というのが必要かと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと。

それから、ほっとなるスクール、月、水、金の3日間というふうになっておりますが、火、木の生徒の行動についてお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 お答えいたします。

ほっとなるスクールのほうは、今、委員からご指摘のとおり、月、水、金の週3日になっております。一方、別の項目立てになっておりますが、不登校対策支援に関する教育相談員活用事業で、各南中、北中に配置されております教育相談員については、それを補完するように、火曜日、木曜日などにお子さんをお迎えするようにということで、別室で、これは相談事業を行っております。このほっとなるスクールの月、水、金、やっていない火、木にはできるだけ学校と結びつく機会をとということで、今、この事業を進めさせていただいておりますので、その辺で子供たちの教室復帰、学校へ行ける環境ということをつくりたいというふうに考えているところです。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 火曜日と木曜日の活用についてはぜひそうしていただきたいんですが、生徒によっては、なかなかそこに、火曜日、木曜日、学校に行けないということも当然あるかと思っております。別の場所に行っていることもあるかと思っておりますので、そういうことも踏まえて、学校に来れない、火曜日、木曜日相談になっているというときには、ぜひ生徒の行っている場所に行って相談するとか、そういうこともぜひやっていただきたいと思っております。

もう1点お尋ねいたしますが、教育機会確保で、学校外の施設でしっかりと勉強できる環境を整えましょうと、これは国の考え方でもあるわけで、それは十分進められているかと思うんですが、その中で児童生徒が学校外のところで過ごしたときに、その学習の内容の提供とか、それから学習の補助とかということを進めてま

います。

そうした生徒が過ごしてきて、そして卒業する、新しい社会に出ていくというときに、その生徒がどう過ごしたかということは、指導要録に記入をされるわけです。そういう学校外の施設で過ごされている児童生徒の指導要録への記入というのは担任がされるんだと思うんですけども、そこに記入するだけの十分な情報収集とかが行われているのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 お答えいたします。

現在、学校以外のところで出席ということを取っている長井市の施設としては、今申し上げました適応指導教室ほつとなるスクール、そのほかにNPOのあゆむのところと提携をさせていただきまして、それぞれから毎月そこに出席したお子さんの学習の状況、そしてその後の経過や指導内容について月末でレポートをいただき、それを学校のほうに教育委員会を経過して報告をさせていただき、出席というカウントをさせていただいております。それぞれさまざま、教員の免許を持っている方がいらっしゃるというような要件であったり、また、このレポートについて教育委員会を通しての報告をするなどのいろいろな約束事を交わさせていただいて、指導要録のほうには適応指導教室、そしてこのNPOのあゆむについては、行って学習をした場合については出席ということで記録をさせていただいております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。ぜひ児童生徒の不利にならないような記載をお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に入らせていただきます。教育相談にかかわる内容になりますが、もう1点、学校教育課長にお尋ねいたします。同じく10款1項教育総務費に関してですが、教育総務

費にスクールカウンセラー派遣事業が組まれております。ただ、その総額は10万5,000円ということ。ということは、このスクールカウンセラーというのは、臨床心理士などの有資格者の派遣までできるのか、あるいは回数はどこまで期待できるのか、ちょっと疑問を感じてしまいます。

そこでお尋ねいたしますが、このスクールカウンセラー、どのような方が担当されているのでしょうか。そして、どの程度の相談活動をされて、そのスクールカウンセラーの仕事は子供が相手なのか、それとも教員が相手なのか、そのあたりもぜひ教えていただければと思います。

○梅津善之委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 それでは、スクールカウンセラー派遣事業についてお答えいたします。

この事業は、本体は、山形県教育委員会のスクールカウンセラー活用事業という本体がございまして、それを補完する、補う事業としてこちらに10万5,000円のほうを計上させていただいております。山形県からは、県費負担のスクールカウンセラーを長井南中、北中学校を拠点校として2名ずつ派遣していただいております。各学校では、この県の費用で年間210時間、市内では総計420時間分、日程や曜日を決めて子供たち、保護者のカウンセリングや、先生方とのコンサルテーション、その後の話し合いなんですけれども、それらを行っていただけることになっております。また、必要に応じて学区内の小学校の児童、保護者にも活用が可能で、子供たちが安心して学校生活を送ることができるように支援をしているところです。

一方、この事業以上に、緊急性を要するカウンセリングや、より頻度が必要になる事案が出てきておまして、県費によるこの曜日、時間設定や回数では対応できない部分が出てきている実態があります。それらに市独自で対応するため、この県の事業を補う、補完する役割とし

て、このスクールカウンセラー派遣事業について予算を立てさせていただいているところです。本予算により、1回当たり2時間の15回分を見込んでおります。

なお、スクールカウンセラーにつきましては、臨床心理士、公認心理師、また児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、県がスクールカウンセラー及びそれに準ずると認めの方を県から長井市に派遣していただいております。

相談時間については、1ケース大体50分ということですが、本人の体調とか気分によって、15分から20分という短時間のカウンセリングを行っている場合もあります。また、状況や児童生徒、保護者の要望に応じて、継続的であったり断続的であったり、または1回で終わったりという、さまざまな事例がございます。このようなことについては、希望する児童生徒、保護者、そしてカウンセラーが実際に支援を行う前に、各学校において教育相談担当教諭などと打ち合わせを持って、配慮事項を共有してから実施に努めているところでございます。

これからもこの事業を使って丁寧に子供たちの悩みなどに寄り添っての支援を行っていきたいと考えているところです。

○梅津善之委員長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○梅津善之委員長 休憩前に復し、午前を引き続き会議を再開いたします。

予算総括質疑を続行いたします。

議席番号2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 竹田学校教育課長、大

変ありがとうございました。スクールカウンセラーに関しては、山形県の事業を補充するものとして大変手厚く対応されているということで、大変ありがたく感じております。

1点質問させていただきますが、この教育相談にかかわっては、不登校対策相談員2名がありますし、それから特別支援教育の充実として、各学校に学校教育支援員が配置されております。このどちらも教育相談にかかわる内容に重きを置いているというふうに考えますが、スクールカウンセラーも同じ役割で配置されております。

この三者のそれぞれの仕事の役割分担といていいのかわかるのですが、それぞれのこの違い、学校のほうでどのような対応をされているかをお尋ねいたしますが、あわせて、このようにカウンセリング体制が外部の方によって非常にしっかりと構築されているのですが、その反面、それによって教員自身が持つカウンセリングの技術とか、特別支援教育に関する理解とか、そのようなことがおろそかになりかねないかという心配も一方持つわけですが、そのことについてあわせて学校教育課長のお考えをお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 お答えいたします。

まず、不登校相談員、あと学校教育支援員、スクールカウンセラーのそれぞれの役割分担についてということで申し上げます。

特別支援教育、長井市では学校教育支援員というふうに呼んでおりますが、支援員の具体的な役割は、国のほうで示されている大きな6つの項目にのっとり行っております。いわゆる通常の学級または教室において、基本的な生活習慣の確立のための日常生活の介助、例えば衣服を運動着に着がえたりするときの手伝いであったりとか、給食のときの食べ方についてなどの支援を行うこと、加えて2つ目は、いわゆる学習支援ということで、黒板の読み上げであっ

たりとか、教員の話について集中力を欠いているお子さんに寄り添って指導支援を行ったりということ、3つ目は、教室移動で車椅子などを使ったり、あと歩行に障がいのあるお子さんの脇に安全確保のために付き添ったりということで、支援員はさまざま安全確保の面や児童生徒に寄り添うということで、実際の教室で活動することが主になります。

一方、先ほどから出ております不登校支援員または教育相談業務というのは、いわゆる教室に入れない別室登校であったりとか、いわゆる適応指導教室であったりということで、教室につなげるまでの支援ということで、こちらは教育相談員が中心に担っております。

また、スクールカウンセラーにつきましては、より高度な臨床心理士であったり、またはそれに準ずる資格を持った方が、子供たちの心理に寄り添って、保護者とともに支援を行うということで、それぞれ役割を分かちながらも一人のお子さん、それぞれのお子さんに対するきめ細やかな指導ということを進めているところでございます。

長井市では、これらの事業を、それぞれ一人一人の子供さんの課題や発達の問題に寄り添ってということを進めているところでございました。

2つ目の先生方への理解ということですが、それぞれ長井市の学校教育研修所などでは、生徒指導問題に関する研修会、こちらのほうで、いわゆるカウンセリングマインドであったりとか、またはhyper-QUテストを使っての子供たちの心理状態の把握などの研修会を進めております。また、三浦光哉先生、山形大学の教授を招いての発達障がいに関する研修事業についても市で1回、そして各学校においても行うということで、こちらのほうも特別支援教育バックアップ事業という名目で理解を進めているところでございます。これらのことで

先生方のいわゆる子供たちの発達や心理に関する研修なども、来年度、適宜進めてまいりたいと考えております。よろしくご指導をお願いいたします。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。ぜひそのように進めていただきまして、なお、先生方のこの技術につきましてもぜひバックアップしていただきたい。教員の免許の更新講習、あるいは10年研の講習、教育センターの講習等もありますので、これらは教育事務所がかかわるのかもしれないんですが、ぜひ長井市としてもかかわって、長井市の先生方にその力をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

3款民生費、3項生活保護費に関連して、福祉あんしん課長にお尋ねいたします。

現在、子供の貧困という言葉をよく聞きます。余り使いたくない言葉ではありますが、しかし、実態として、子供が医療上の障がいあるいは発達障がいのために副次的に経済的困難に陥ることもあります。こういう状況は本当に悲しいことで、どんな援助ができるか、これは絶対に後回しできないことだと考えております。

その中で、本市が長井市子ども・子育て支援事業計画概要版の素案で、貧困状態にある子供や家庭の早期発見と適切な支援について検討しますとし、また、長井市福祉計画案でも子供の学習支援を上げております。これは大変うれしい取り組みで、ぜひ進めていただきたいと願うものです。

その上で確認させていただきますが、3款3項1目生活保護総務費、005生活困窮者自立支援事業の中に子どもの学習支援がありますが、総額としては44万8,000円、委託料は22万4,000円、この支援事業とはどんな内容なのか、福祉あんしん課長にお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 お答え申し上げます。

長井市では、平成29年度より生活保護世帯及びそれに準ずる生活困窮世帯に属する子供に対し学習支援事業を行っております。このような世帯では、就学や進学に対する保護者の関心が低かったり、子供の学習習慣が身につけていない傾向があり、一般的な世帯と比べ学力や高校進学率が低くなることがあります。結果として、その後の就職等に支障を来すことで、貧困家庭の子供が貧困から抜け出せないという貧困の連鎖という課題になっております。

委員ご質問のこの事業の内容ですが、大きく分けて2つございまして、1つは、小中学生を対象にした支援で、児童の家庭に訪問をしたり、学習プラザの一室で学習支援を行う方法です。支援員としてほっとなるスクールを担当している方をお願いをしております、その方への報償費が17万4,000円、また、プラザに送迎が必要な子供のタクシー代として5万円計上しております。

2つ目は、高校に入学しなかった、または進学したが中途退学した無職の23歳以下の人を対象に、高等学校卒業程度認定試験を受験し高校卒業資格を取るための学習支援を行うものです。家庭を訪問し学習支援を行うために、米沢市の実績のある事業所への委託料として22万4,000円を計上しております。対象者が生活保護世帯または生活困窮世帯となるために、利用していることを周囲から知られたくない等の問題があることから、大々的な周知は行わず、教育委員会などからの情報提供や生活保護のケースワークにより支援対象者の選定を行い、同意を得た上で支援を行うこととしております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。よくわかりました。

その上でお尋ねいたしますが、該当の子供さんというのは十分に把握はされているかと思いますが、そのそれぞれの家庭の子供さんが実際どういう支援が必要なのかということについての例えば聞き取りとか、それから、このことについては教育委員会と大きく関係してくるかと思うんですけども、学校あるいは教育委員会との連携がなされているのか、そのことについてお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 先ほども申し上げましたように、対象者の選定につきましては、教育委員会からの情報提供というのは非常に重要になっておりますし、その際に、そのお子さんの状況など、家庭環境も含めまして聞き取りを行った上で対応することとしておりますので、連携を密にして行っているところでございます。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。ぜひこういう方には手厚い保護を差し上げたいなと思いますので、どうかこの後もよろしくお願ひいたします。この件に関しては以上で質問を終わります。

最後の質問に移ります。すみれ学園に関する内容です。3款民生費、2項児童福祉費、4目すみれ学園費について、厚生参事にお尋ねいたします。

第2期長井市子ども・子育て支援事業計画概要版素案の中に、基本目標3、子育てに安心とゆとりを持てる支援の中の基本政策に、障がい児や保護者に対する支援の強化を図るため、現在、児童発達支援事業所であるすみれ学園を児童発達支援センターに移行するとともに、障がい児保育における指導的立場となることを目指しますとあります。このセンター化への構想をどのように描いておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。すみれ学園のセンター化は、以前にも話題になったということは聞いて

おりますが、ぜひ実現すればと思いますので、来年度に着手されること、あるいは複数年次にわたって計画されていることなどをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○梅津善之委員長 小関浩幸厚生参事。

○小関浩幸厚生参事 すみれ学園の児童発達支援センター移行についてのご質問でございますが、現在のすみれ学園は、児童発達支援事業所として、主に利用児童とそのご家族の支援を行っています。

一方、児童発達支援センターに移行しますと、利用児童、その家族の支援ということは同じでございますが、加えて、利用の有無にかかわらず、地域の障がい児やその家族への相談、具体的には保育所等への訪問支援事業を行い、保育士さんや保護者への援助、助言といった地域支援も行うこととなります。

国では、市に最低1カ所の児童発達支援センターを設置することとしており、以前よりすみれ学園の児童発達支援センター化の話も案としては出ておりました。

このように保育所等の訪問事業が必要になってきた背景といたしましては、発達障がいを抱えたお子さんや特性を持ったお子さんへの対応に苦慮する場面が数年前から多く見られるようになったことがあります。担当の保育士だけでは対応できず、対応策といたしまして、加配の先生をお願いするなどした経過もございます。また、年1回程度でございますが、臨床心理士や放課後等デイサービス事業を運営していらっしゃるお子さんへのかかわり方に精通している先生の巡回訪問などを行い、保育士等への助言やアドバイスをさせていただいております。

すみれ学園が児童発達支援センターになった場合には、児童発達支援管理責任者の資格を有する職員が療育に必要な研修等に参加してきた専門性を生かしまして、保育士等への助言やア

ドバイスを行うことで、場合によってはすみれ学園等の児童発達支援所に通うことなく身近な子育て施設で保育を受けられることが可能になるとともに、インクルーシブ教育、障がいのある方もない方もともに学ぶ仕組みということでございますが、そのような観点からも、地域の中核的な療育施設となり、障がい児支援の強化につながると考えております。

センター化の計画でございますが、センター事業を行うには、現状の職員数では負担も増加すると考えられますことから、令和3年度を目指して、安定的運営、保育の質の向上を図るため、運営を社会福祉協議会の指定管理等の検討もしているところでございますので、しっかりした体制のもとでセンター事業化となるよう、来年度、検討して、令和3年度、センター化に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

現在のすみれ学園ではございますが、市内保育所を併用されている場合などには、すみれ学園の児童発達支援管理責任者の資格を持った先生に療育の方法などを助言いただき、連携を行ってきております。また、市内の保育士さんで結成している保育研修会、研究会において、すみれ学園の研修に参加し、お子さんへのかかわり方のヒントを学んでいらっしゃると思います。このように既に市内の保育所、保育士さんとは密接な連携をとっている状況でございますので、お子さんの健やかな成長を支えるために、今後、すみれ学園の児童発達支援センター化を進め、早い実現を進めてまいりたいと思います。

なお、昨年度からNPO法人あゆむさんが児童発達支援センターになっております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。3年度から具体的に計画を進めていきたいというお話で受けとめたいと思います。

なお、今、社会福祉協議会による指定管理等

のお話もありました。すみれ学園を利用している方のお話を聞いてみますと、長井市直営ということでの安心感とかもあります。それから、そこにいる先生方の今までかかわっていただいた方に、保育士にはそのままいていただきたいというような考え方もあります。ですから令和2年度あたりにぜひそういう保護者の方と話ししていただいて、そういう不安とかも持っていらっしゃるわけですので、そこらを払拭するような年度に当てていただいて、令和3年度以降に具体的に進むような形で検討していただきたいと思いますが、そのようなことで厚生参事をお願いして、私から質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○梅津善之委員長 答弁いいんですか。

○2番 勝見英一郎委員 じゃあ、厚生参事、お願いいたします。

○梅津善之委員長 小関浩幸厚生参事。

○小関浩幸厚生参事 勝見委員おっしゃるとおり、やはり働く方、そして利用している方の意向というのは一番大切になりますので、その辺のご意見はしっかりお聞きして進めてまいりたいと思いますが、直営にこだわるお声もお聞きしますが、決して指定管理者は経費の面とかばかりでなく、よりよい保育の質の向上ということも含めて指定管理制度を考えるものでございますので、その点も含めてご理解をいただくように進めてまいります。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一郎委員。

○2番 勝見英一郎委員 ありがとうございます。どっちがいいということではなくて、そのような不安を持っているということで、そこをどういうふうに解消するかということだと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

鈴木 裕委員の総括質疑

○梅津善之委員長 次に、順位2番、議席番号4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 清和長井の鈴木 裕です。私のほうからは、本日、PFI方式による学校給食共同調理場整備事業についてと題し質疑させていただきます。

本事業は、PFI方式による事業として、平成30年12月議会において、平成30年度から平成47年度、今でいえば令和17年度にかけ、限度額40億877万円の債務負担行為が承認されています。そして令和元年9月議会において、ニッコクトラストほか5社で構成する共同企業体である株式会社長井学校給食サービスと約38億2,745万円で契約することが承認されております。

令和2年度の10款5項3目学校給食費の中に公有財産購入費として、新規に建設される給食共同調理場の取得費としての一部が計上されております。PFI方式による公共施設整備については、本市として初めての試みですので、予算、建設、運営面全般についてお伺いしたいと思います。

さて、最初は副市長にお尋ねしたいと思いません。副市長にお尋ねしますのは、PFI事業者選定審査委員会の委員長をなされたという立場でもありましたので、質問させていただきたいと思えます。議会で答弁する機会が少ないからということでのお願いではありませんので、どうかよろしく願いいたします。

まず、PFIについてですが、国土交通省の資料によりますと、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法とあります。また、その期待される効果として、1つ、低廉かつ良質な公共サービスが提供されること、2つ